図

自動車保有関係手続の現状とワンストップサービス化実現イメージ

現行の申請

自動車保有関係手続は、以下の手順を踏む。
- 申請に必要な「申請書類の取得」、「申請書の作成」
- 申請のため「各関連機関への出頭」
  - －自動車保管場所証明証発行申請
  - －自動車検査登録申請
  - －自動車重量税納付
  - －自動車税、自動車取得税申告納付
  - －自賠責保険加入

申請者負担軽減の推進が進められている

ワンストップ電子申請

申請者の関係行政機関各々への出頭等の負担の軽減が図られる
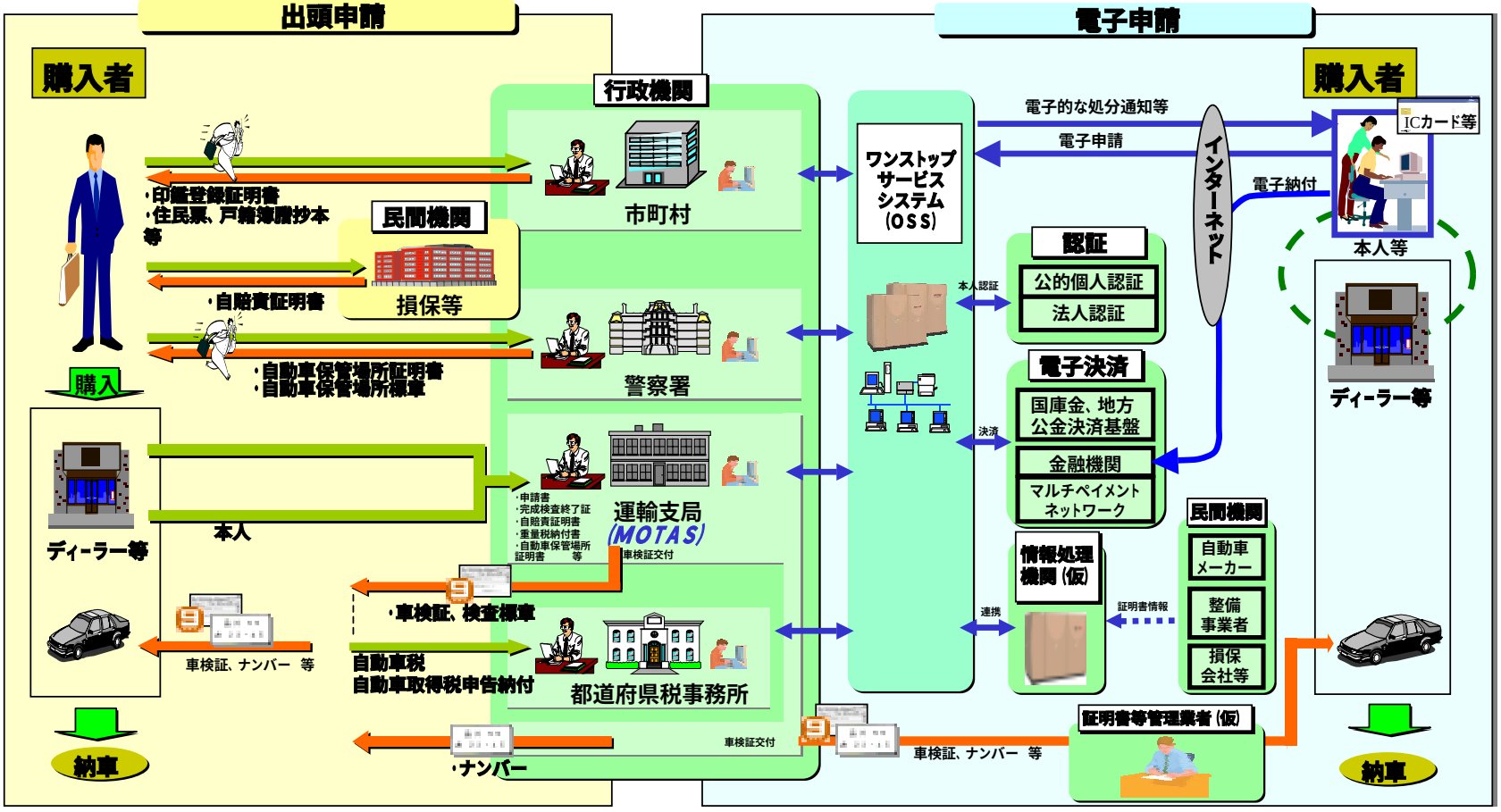
自動車保有手続に係る各種行政手続（検査、登録、保管場所証明、納税等）を電子的に1カ所、もしくは1回の手続で提供を可能とする
- －申請に伴う各機関への出頭の手間の軽減
- －申請書類作成負担の軽減
- －添付書類等取得等の負担軽減